証券コード：4840
平成29年３月２日

株　主　各　位

東京都千代田区紀尾井町４番１号
株式会社トライアイズ
代表取締役社長　池田　均

第22回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第22回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成29年３月22日（水曜日）の午後６時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。**
【郵送による議決権行使の場合】
　同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。
【インターネットによる議決権行使の場合】
　49頁の＜インターネットによる議決権行使のご案内＞をご高覧のうえ、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（http://www.web54.net/）により、上記の行使期限までに議案の賛否をご入力ください。

敬　具

記

１．日　　時　平成29年３月23日（木曜日）午前10時
２．場　　所　東京都千代田区紀尾井町４番１号
　ホテルニューオータニ　ガーデンコート５階　『アリエス』
３．目的事項
報告事項　１．第22期（平成28年１月１日から平成28年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　２．第22期（平成28年１月１日から平成28年12月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　剰余金の配当の件
第２号議案　取締役６名選任の件
第３号議案　監査役２名選任の件
第４号議案　補欠監査役１名選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.triis.co.jp/stock/soukai/teiji22.html）に掲載させていただきます。

【お知らせ】
第22回定時株主総会の決議内容につきましては、株主総会終了後、当社ホームページ（http://www.triis.co.jp/）に掲載いたしますのでご参照願います。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成28年１月１日から
平成28年12月31日まで）

１．企業集団の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度は、ここ数年来危惧された経済の変調がますます現実のものとなってきたことを痛感させられる出来事が多かったと思われます。英国では、欧州連合（EU）残留を問う国民投票で、EU離脱が決定され、米大統領選では、まさかのトランプ大統領の勝利が確定し、イタリアでの憲法改正の国民投票で、レンツィ首相が辞任しました。一部には、経済格差の拡大から中産階級への「ホピュリズム（大衆迎合主義）」の勝利という見方もありますが、それはそれで事実として、まさに「フロンティア」を失った資本主義の限界が露呈してきていると言えます。過去の常識では全く判断ができない時代の幕開けだと思われます。

さらに、失われた20年を再構築するという「アベノミクス」は、過去の常識で考えられる施策の実施であり、現状追認程度の効果しかないと言えます。一方で、現実の国内経済は、人口オーナスの時代がすぐそこに来ており、限界的な金融緩和を行い、マイナス金利を導入しても「フロンティア」のない経済状況では、過去のような右上がりの経済は期待できないことが証明されています。そういう意味では、現状の経済の中で、いかに効率よく利益を確保するかが重要だと思われます。

そのような経済・政治環境のなか、トライアイズグループは、景気変動の影響を受けない企業グループとして、小さくとも知性を使って、その世界ではNo.１となり光る企業グループを目指すという方針のもと「イノベーションによるコスト優位の確立」を最重要目標とし、売上が減少しても黒字化できる体質づくりを続けてまいります。

これらの結果、当連結会計年度における当社グループの業績は、グループ全体の売上高が1,578百万円（前期比36.2％減）と大幅な減収となり、販売費及び一般管理費が924百万円（前期比22.3％減）と引き続き経費削減を行ったものの、営業損失は336百万円（前期は68百万円の営業損失）、為替差損の計上等により、経常損失は447百万円（前期は218百万円の経常利益）、税金等調整前当期純損失は451百万円（前期は322百万円の税金等調整前当期純利益）、親会社株主に帰属する当期純損失は494百万円（前期は219百万円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

当連結会計年度におけるセグメント別の取組みと業績についてご説明します。

まず建設コンサルタント事業においては、従来型ダム関連業務、河川防災・減災対策関連業務及び海岸保全業務を中心に受注しましたが、大型案件の完成が来期にずれ込む見込みとなったため、売上高及び営業利益が予想より大きく下回ることとなりました。引き続き、発注比率が高まっている防災・減災対策関連業務やダム、河川構造物、海岸・港湾分野の維持管理を中心とした継続性の高い業務の受注シェア拡大と生産性の向上により、収益の改善を図ります。

これらの結果、売上高は793百万円（前期比50.6％減）、営業損失は320百万円（前期は87百万円の営業利益）となりました。

次にファッションブランド事業においては、消費者の節約志向が依然として強く、引き続き厳しい経営環境となりました。そういったなか、ブランド、ＣＬＡＴＨＡＳについては、引き続きロイヤルティビジネスによる安定的な収益が確保できております。また、海外においても、台湾現地法人の拓莉司国際有限公司を拠点として、現地パートナーと販路開拓を進めており、今後も国内外を問わずライセンス事業の強化を行うことにより、さらなる収益の拡大を図ります。

濱野皮革工藝㈱においては、軽井沢工場の所在地である長野県御代田町でふるさと納税の返礼品として認定されており、既存の広告とは別の媒体においても、老舗ブランドの認知の拡大に努めています。また、物流費用の削減や、適正な商品価格の設定等、利益率の向上に繋がる取組みを進めております。

㈱セレクティブにおいては、東京ブラウス㈱、濱野皮革工藝㈱と連携を強化し、Eコマースによる売上シェアの拡大を目指し、顧客分析や集客のための販促支援を行っております。

これらの結果、売上高は774百万円（前期比10.8％減）、営業利益は2百万円（前期は29百万円の営業損失）となりました。

最後に投資事業においては、当連結会計年度より、米国の子会社TRIIS INTERNATIONAL AMERICA INC.において、住居用物件と工業用物件の賃貸を開始いたしました。今後は商業用物件の取得についても、検討していく予定でおります。

これらの結果、売上高は11百万円、会社設立費用及び修繕費等の初期費用の計上により、営業損失は26百万円となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施しました企業集団の設備投資額は971百万円であり、その主なものは米国での賃貸不動産物件の取得（957百万円）であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度は金融機関より長期借入金として209百万円の調達を行いました。

⑵ 直前３事業年度の財産及び損益の状況

項目	第19期 （平成25年12月期）	第20期 （平成26年12月期）	第21期 （平成27年12月期）	第22期 （当連結会計年度） （平成28年12月期）
売上高	千円 4,527,600	千円 3,481,785	千円 2,473,744	千円 1,578,908
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株式に帰属する当期純損失（△）	千円 65,948	千円 137,628	千円 219,053	千円 △494,792
１株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）	円 5.77	円 12.33	円 22.69	円 △56.52
総資産	千円 7,596,628	千円 7,203,060	千円 6,381,130	千円 5,860,928
純資産	千円 6,583,610	千円 6,465,374	千円 5,812,557	千円 5,083,194
１株当たり純資産額	円 577.04	円 590.63	円 641.61	円 578.41

（注）当社は、平成25年４月15日開催の取締役会において、平成25年７月１日付で株式１株につき10株の割合をもって株式分割を行っております。

⑶ 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率（%）	主要な事業内容
TRIIS INTERNATIONAL AMERICA INC.	20百万米ﾄﾞﾙ	100.00	投資事業
KIP LLC	1,000米ﾄﾞﾙ	100.00	投資事業
拓莉司国際有限公司	35百万台湾ﾄﾞﾙ	100.00	ファッションブランド
㈱トライアイズビジネスサービス	50百万円	100.00	シェアードサービス
㈱セレクティブ	50百万円	100.00	ファッションブランド
東京ブラウス㈱	100百万円	100.00	ファッションブランド
濱野皮革工藝㈱	315百万円	100.00	ファッションブランド
㈱クレアリア	100百万円	100.00	建設コンサルタント

（注）当社は、平成28年１月に、TRIIS INTERNATIONAL AMERICA INC.、平成28年10月にKIP LLCを設立しております。

③　特定完全子会社に関する事項

会社名	住所	株式の帳簿価額 百万円	当社の総資産額 百万円
濱　野　皮　革　工　藝　㈱	東京都北区豊島8丁目4番1号	1,552	7,169
㈱　ク　レ　ア　リ　ア	東京都北区豊島8丁目4番1号	2,513	

⑷　対処すべき課題

当社グループは、景気変動の影響を受けない企業グループとして、小さくとも知性を使って、その世界ではNo.１となって光る企業グループを目指しております。そして当社グループの経営理念・企業理念を全うすることで社会貢献のできる企業グループになり、厳しい経営環境下にあっても着実に業績を伸ばし企業価値を向上させたいと考えております。そのためには以下の課題に対処していく所存です。

①　イノベーションによるコスト優位の確立

当社グループは、事業セグメントを問わず、イノベーションによるコスト優位の確立を目指してまいりましたが、ほぼ終了したと考えております。今後はさらに一歩進めて、生産性の向上に注力する体制づくりを強化してまいります。成果を増やすために安易な資源投資、単なるコスト削減といった誤った認識ではなく、付加価値を上げる方法を考えてまいります。

②　人材の評価・育成及び確保

当社グループの事業を推進していくうえで必要な専門知識と豊富な経験を持った優秀な人材の確保は当然のことと認識しております。生産性を上げる体制を築くことで、必然的に人材の成長が可能と考えます。生産性の伸びを評価する組織を目指し、労働の質を意識した環境を作り、関わる人材のモチベーションを高め、目的意識を保てるように努めてまいります。

③　新規事業ポートフォリオの取得

当社の事業は、持株会社として事業ポートフォリオの子会社群を経営・統括することです。既存３事業ポートフォリオの業績を向上させるのは勿論ですが、景気変動の影響を受けない企業グループになる必要があると考えております。したがって、既存事業の再構築と同時に新規事業ポートフォリオの取得が重要な戦略となります。事業実態があり、レバレッジが高くなく、既存事業とは異業種の事業を中心に探してまいります。

⑸　主要な事業内容（平成28年12月31日現在）

当社グループ（当社及び当社の子会社）は、当社（㈱トライアイズ）、子会社８社（TRIIS INTERNATIONAL AMERICA INC.、KIP LLC、拓莉司国際有限公司、㈱トライアイズビジネスサービス、㈱セレクティブ、東京ブラウス㈱、濱野皮革工藝㈱、㈱クレアリア）で構成されております。

当社グループの事業内容及び当社と主要関係会社の当該事業に係る位置付けは次のとおりであります。

① 建設コンサルタント事業

主要な事業は、社会資本整備、特にダム・河川・海岸などの水関連分野における事業者である国・地方公共団体・公団などに対する企画・調査・分析・試験・計画・施工管理等事業執行を支援することです。子会社である㈱クレアリアが本事業にあたっております。

なお、㈱クレアリアは、高速画像配信ソフトであるＺＯＯＭＡ、情報漏洩防止ソフトであるＯｍｎｉＴｒｕｓｔの商品群を擁するＩＴソリューション事業も行っております。

② ファッションブランド事業

主要な事業は、婦人服、ハンドバッグを始めとする革製品などの企画・製造卸・インターネット販売を主軸とする販売を子会社である㈱セレクティブ、東京ブラウス㈱、濱野皮革工藝㈱が行っております。また、戦略的海外拠点として拓莉司国際有限公司がライセンス事業を実施しております。

③ 投資事業

主要な事業は、米国内での不動産・証券投資です。子会社であるTRIIS INTERNATIONAL AMERICA INC.が行っております。レント・インカムを中心とするインカムゲインを獲得し、長期的には外国為替利益を含むキャピタルゲインを目指し運用しております。

④ シェアードサービス

当社グループの管理部門業務（総務・人事・経理・情報システム）を子会社である㈱トライアイズビジネスサービスが統括しております。

⑹ **主要な営業所及び工場**（平成28年12月31日現在）

㈱トライアイズ	本　社：東京都千代田区
TRIIS INTERNATIONAL AMERICA INC.	本　社：米国ハワイ州
拓莉司国際有限公司	本　社：台湾台北市
㈱トライアイズビジネスサービス	本　社：東京都北区
㈱セレクティブ	本　社：東京都北区
東京ブラウス㈱	本　社：東京都北区
濱野皮革工藝㈱	本　社：東京都北区 工　場：長野県北佐久郡
㈱クレアリア	本　社：東京都北区

⑺ **使用人の状況**（平成28年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
建設コンサルタント事業	24（23）名	△3　（△4）名
ファッションブランド事業	22（14）	△1　（2）
投資事業	1　（0）	－　（－）
全社（共通）	7　（1）	△3　（－）
合計	54（38）	△7　（△2）

（注）使用人数は就業人員であり、パート及び嘱託社員は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
8（－）名	△2（－）名	40.0歳	9.8年

（注）1．使用人数は就業人員であり、パート及び嘱託社員は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2．使用人数には、当社から社外への出向者２名を含みます。

⑻ **主要な借入先の状況**（平成28年12月31日現在）

借入先	借入額
First Hawaiian Bank	2,000,000米ドル

⑼ **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2．会社の現況

(1) **株式の状況**（平成28年12月31日現在）

① 発行可能株式総数　47,000,000株

② 発行済株式の総数　9,500,000株

（注）平成28年11月10日付で実施した自己株式の消却により、前期末と比べて1,300,000株減少しております。

③ 株主数　18,456名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
池田均	334,650株	3.92%
BANK JULIUS BAER AND CO. LTD. SINGAPORE CLIENTS	213,860	2.50
竹林義則	182,000	2.13
佐藤有希子	152,800	1.79
梶原隆徳	112,700	1.32
清水豊晴	111,000	1.30
鈴木富男	86,400	1.01
関光江	78,600	0.92
永井正二	76,000	0.89
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG（FE－AC）	73,700	0.86

（注）1．当社は、自己株式を978,220株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑵ 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成28年12月31日現在）

発行決議の日	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類と数	新株予約権の払込金額	新株予約権の行使時の払込金額(1株当たり)	新株予約権の行使期間	新株予約権の行使の条件	役員の保有状況	
							取締役(社外取締役を除く)	監査役
平成23年４月15日の取締役会（第１回株式報酬型新株予約権）	510個	普通株式　51,000株（新株予約権１個当たり100株）	無償	1円	自平成23年５月18日至平成53年５月17日	(注)1.	510個(3名)	0個
平成24年４月16日の取締役会（第２回株式報酬型新株予約権）	1,040個	普通株式　104,000株（新株予約権１個当たり100株）	無償	1円	自平成24年５月21日至平成54年５月16日	(注)1.	1,040個(4名)	0個
平成25年４月15日の取締役会（第３回株式報酬型新株予約権）	1,340個	普通株式　134,000株（新株予約権１個当たり100株）	無償	1円	自平成25年５月16日至平成55年５月15日	(注)1.	1,340個(4名)	0個
平成26年４月15日の取締役会（第４回株式報酬型新株予約権）	1,190個	普通株式　119,000株（新株予約権１個当たり100株）	無償	1円	自平成26年５月17日至平成56年５月16日	(注)1.	1,120個(4名)	70個(3名)
平成27年４月15日の取締役会（第５回株式報酬型新株予約権）	1,250個	普通株式　125,000株（新株予約権１個当たり100株）	無償	1円	自平成27年５月18日至平成57年５月15日	(注)1.	1,140個(4名)	110個(3名)
平成28年４月15日の取締役会（第６回株式報酬型新株予約権）	430個	普通株式　43,000株（新株予約権１個当たり100株）	無償	1円	自平成28年５月17日至平成58年５月16日	(注)1.	390個(6名)	40個(3名)

（注）新株予約権の行使の条件

（注）1.	(ⅰ)新株予約権者は、割り当てられた本新株予約権の割当個数の全部を一括して行使する。 (ⅱ)新株予約権者の相続人は本新株予約権を承継し、新株予約権者が死亡した日から１年間に限り本新株予約権を行使できる。 (ⅲ)当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から30日間以内に限り本新株予約権を行使できる。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

発行決議の日	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類と数	新株予約権の払込金額	新株予約権の行使時の払込金額(1株当たり)	新株予約権の行使期間	新株予約権の行使の条件	交付状況	
							当社使用人	子会社使用人
平成28年４月15日の取締役会(第14回新株予約権)	480個	普通株式　48,000株(新株予約権1個当たり100株)	無償	321円	自平成30年5月17日至平成38年5月15日	(注)1.	100個(4名)	380個(28名)

(注) 新株予約権の行使の条件

(注) 1.	(ⅰ)本新株予約権者は、権利行使時において当社若しくは当社子会社の取締役又は従業員の地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合は、この限りではない。 (ⅱ)本新株予約権者の相続人は、本新株予約権を行使することができない。 (ⅲ)当社と本新株予約権者との間で締結した新株予約権割当契約に定めるその他の条件に違反していないこと。

⑶ 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成28年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	池田　均	TRIIS INTERNATIONAL AMERICA INC.取締役 拓莉司国際有限公司取締役 ㈱ﾄﾗｲｱｲｽﾞﾋﾞｼﾞﾈｽｻｰﾋﾞｽ取締役 ㈱ｾﾚｸﾃｨﾌﾞ取締役 東京ﾌﾞﾗｳｽ㈱取締役 濱野皮革工藝㈱取締役 ㈱ｸﾚｱﾘｱ代表取締役
代表取締役副社長	佐藤　有希子	TRIIS INTERNATIONAL AMERICA INC.代表取締役社長 拓莉司国際有限公司代表取締役 ㈱ﾄﾗｲｱｲｽﾞﾋﾞｼﾞﾈｽｻｰﾋﾞｽ取締役 ㈱ｾﾚｸﾃｨﾌﾞ取締役 東京ﾌﾞﾗｳｽ㈱代表取締役 濱野皮革工藝㈱代表取締役 ㈱ｸﾚｱﾘｱ取締役
取締役	梶原　隆徳	経営企画部長 TRIIS INTERNATIONAL AMERICA INC.監査役 ㈱ﾄﾗｲｱｲｽﾞﾋﾞｼﾞﾈｽｻｰﾋﾞｽ監査役 ㈱ｾﾚｸﾃｨﾌﾞ代表取締役 東京ﾌﾞﾗｳｽ㈱取締役 濱野皮革工藝㈱取締役 ㈱ｸﾚｱﾘｱ取締役
取締役	桑島　勝典	㈱ｾﾚｸﾃｨﾌﾞ監査役 東京ﾌﾞﾗｳｽ㈱取締役
取締役	高井　章吾	藤林法律事務所ﾊﾟｰﾄﾅｰ ㈱ﾉﾀﾞ社外取締役
取締役	足羽　由美子	足羽会計事務所所長 静岡市市民自治推進協議会委員 静岡県信用金庫協会監事 地方独立行政法人静岡市立病院評価委員会委員
常勤監査役	下村　昭彦	
監査役	黄瀬　將美	ながら・ｱｾｯﾄ・ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ㈱取締役
監査役	西村　利行	

（注）１．取締役高井章吾氏及び足羽由美子氏は社外取締役であります。
２．監査役下村昭彦氏、黄瀬將美氏及び西村利行氏は社外監査役であります。
３．当社は、高井章吾氏、足羽由美子氏及び黄瀬將美氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役	6名	109百万円
（うち社外取締役）	（2名）	（4百万円）
社外監査役	3名	9百万円
合計	9名	119百万円

（注）１．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．取締役の報酬限度額は、平成12年５月26日開催の第５回定時株主総会において年額500百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また別枠で、平成23年３月25日開催の第16回定時株主総会において、ストックオプション報酬額として年額100百万円以内と決議いただいております。
３．監査役の報酬限度額は、平成12年５月26日開催の第５回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。また別枠で、平成26年３月26日開催の第19回定時株主総会において、ストックオプション報酬額として年額５百万円以内と決議いただいております。
４．上記の報酬等の額には、取締役６名に対するストックオプションによる報酬額10百万円及び社外監査役３名に対するストックオプションによる報酬額１百万円が含まれております。
５．社外監査役３名が当社子会社から受けた役員報酬等の総額は８百万円であります。

③ 社外役員に関する事項

１．他の法人等との兼職状況（他の法人等の業務執行者である場合）及び当社と当該他の法人等との関係
イ．取締役高井章吾氏は、藤林法律事務所のパートナーを兼務しております。当社と、藤林法律事務所との間には特別の関係はありません。
ロ．取締役足羽由美子氏は、静岡市市民自治推進協議会委員、足羽会計事務所所長、静岡県信用金庫協会の監事及び地方独立行政法人静岡市立病院評価委員会委員を兼務しております。当社と、静岡市市民自治推進協議会、足羽会計事務所、静岡県信用金庫協会及び地方独立行政法人静岡市立病院評価委員会との間には特別の関係はありません。
ハ．監査役黄瀬將美氏は、ながら・アセット・マネジメント㈱の取締役を兼務しております。当社と、ながら・アセット・マネジメント㈱との間には特別の関係はありません。

２．他の法人等の社外役員の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係
イ．取締役高井章吾氏は、㈱ﾉﾀﾞの社外取締役を兼務しております。当社と、㈱ﾉﾀﾞとの間には特別の関係はありません。

3．当事業年度における主な活動状況

		出席状況及び発言状況
取締役	高　井　章　吾	平成28年３月24日就任以降、当事業年度に開催された取締役会12回全てに出席いたしました。取締役会において、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
	足　羽　由美子	平成28年３月24日就任以降、当事業年度に開催された取締役会12回全てに出席いたしました。取締役会において、税理士として培われた豊富な経験と高い見識から適宜発言を行っております。
監査役	下　村　昭　彦	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回、監査役会13回のうち12回に出席いたしました。取締役会及び監査役会において、会社経営の実務経験者としての専門的見地から適宜発言を行っております。
	黄　瀬　將　美	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回、監査役会13回のうち全てに出席いたしました。取締役会及び監査役会において、長年会社経営に携わった経験と知見から適宜発言を行っております。
	西　村　利　行	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回、監査役会13回のうち全てに出席いたしました。取締役会及び監査役会において、金融機関に長年携わった豊富な経験と幅広い知識から適宜発言を行っております。

（注）１．上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が４回ありました。

２．取締役高井章吾氏及び足羽由美子氏は、平成28年３月24日開催の第21回定時株主総会において選任されたため、取締役会の開催回数が監査役と異なります。

4．責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、当社定款及び会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、２百万円又は法令の定める額のいずれか高い額としております。

⑷ 会計監査人の状況

① 名称　　清陽監査法人

② 報酬等の額

	支　　払　　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22百万円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区別しておりませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には金融商品取引法に基づく報酬等の額を含めております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の遂行状況及び報酬見積りの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 会計監査人の業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人清陽監査法人は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は22百万円又は法令の定める額のいずれか高い額としております。

⑸ 業務の適正を確保するための体制及び運用の概要

当社は平成28年２月19日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針（「内部統制システムに関する基本方針」）を一部改定する決議をいたしました。

改定後の当該基本方針の内容は次のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人の職務の執行が法令、定款及び各社内規程に適合することを確保するため、各部門の担当取締役及び担当執行役員は当該担当部門におけるコンプライアンスを徹底する体制を構築する。総務部門は、全社横断的なコンプライアンス体制の整備と問題点の把握・改善に努める。

また、当社のコンプライアンスの強化・推進を図るためにコンプライアンス委員会を設置し、法令・諸規則の遵守状況の監視、関連規程の整備及び役職員に対しての研修等を実施する。コンプライアンス委員会は、社長直属の組織とし、法令・諸規則の遵守状況並びに関連規程の制定改廃の要否を社長に報告し、その内容を定期的に取締役会及び監査役会に報告するものとする。

取締役が、他の取締役の法令、定款又は関連規程の違反行為を発見した場合は、直ちに監査役・取締役会に報告するなど、コンプライアンス体制を強化する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令及び社内規程に従い、取締役の職務の執行に係る文書・記録等の保存及び管理を行う。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各部門の担当取締役及び担当執行役員は、各部門別に業績検討会議を開催し、プロジェクトの状況、業績見通し、クレーム情報、代金回収状況及びトラブル状況等の事業活動状況を報告させ、当該事業に内在するリスクを把握分析したうえで対策を検討し、リスク発生の未然防止及び発生した場合の的確な対応に努めるとともに、このうち重要な事項については、代表取締役、取締役及び執行役員で構成される経営会議に上程する。経営会議は、係る事項についての対策を審議・決定するとともに、全社横断的なリスク状況の監視及び対応を実施する。

総務部門は、各部門のリスク管理の状況を定期的に調査し、その結果を取締役会に報告する。

新たに生じたリスクについては取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定めるとともに、必要に応じ、弁護士等の外部の専門家の助言を求め、当該リスクに対応する体制を整える。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行については、職務権限規程に基づいて意思決定プロセスの効率化・迅速化を図るとともに、定期的に運用状況を検証する体制をとる。

また、部門ごとの責任を明確化したうえで、経営監視機能の向上と権限委譲による業務執行機能のスピードアップを図る。

代表取締役、取締役及び執行役員で構成する経営会議のなかで、重要案件を審議し、業務執行のスピードアップを図る。

「取締役会規程」ほか各種規程を適宜見直し、検証を図り、業務執行の責任と権限を明確にする。

⑤　当社及び子会社からなる企業集団（以下「グループ会社」という。）における業務の適正を確保するための体制

（イ）当社では、子会社の経営においては、各社の自主性を尊重しつつも、定期的な営業報告及び財務報告等を受け、経営会議にて検討のうえ、必要な指示指導を行う。また、必要に応じて子会社の代表者が経営会議に出席し状況説明を行うことにより、各社の経営状況を把握し、強固なグループ経営体制の維持を図る。

（ロ）グループ会社すべてに適用されるリスク管理に係る規定を整備し、子会社においても親会社と同様の損失の危険の管理に関する体制を整える。

（ハ）子会社の取締役に当社の取締役又は重要な使用人が兼任することにより、当該子会社の取締役の職務の執行の効率性を確保する。

（ニ）取締役は、グループ会社において、法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告し、その是正を図る。また、子会社の取締役の職務の執行は、監査役の監査対象とし、法令及び定款に違反する行為その他コンプライアンス上問題がある行為を発見した場合は、監査役は、取締役会に意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることが出来る。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき組織として、総務部門がこれを担当する。監査役がこれ以外に職務を補助すべき使用人を必要とした場合、監査役と協議のうえ、合理的な範囲で、監査役の職務を補助すべき使用人として適切な人材を置く。

なお、監査役の職務を補助する使用人の人事異動及び評価等については監査役会の同意を得たうえで決定することとし、取締役会からの独立性を確保する。また、当該使用人はその所属する取締役の指揮命令を受けることなく、監査役の指揮命令に従うものとする。

⑦　取締役及び使用人並びに子会社の取締役・監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人並びに子会社の取締役・監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、重大な法令・定款違反又は当社の業務若しくは業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するとともに、監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うものとする。監査役は、監査役会規程に基づいてその他の監査役へ報告する体制をとる。

⑧　監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の監査役へ報告を行ったグループ会社の取締役及び使用人に対し、そのことを理由として不利な取扱を行うことを禁止する旨のグループ会社共通の規定を設け、その旨をグループ会社の取締役及び使用人に徹底する。

⑨　監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について必要な費用の前払等の請求をしたときは、総務部門において審議のうえ、当該請求にかかる費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑩　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、重要な意思決定過程及び業務の執行状況等を把握するため、取締役会及び重要な会議に参加するとともに、取締役及び使用人から説明を求め又は情報の交換を行うこととする。また、監査役会は、随時代表取締役社長及び会計監査人との意見交換会を開催する。

取締役会は、監査役の求めがあった場合、監査役がその職務遂行に関し、弁護士及び公認会計士等の外部専門家から、監査業務に関する必要な助言を受けることができる体制を整備する。

⑪　反社会的勢力との関係遮断のための基本的な考え方とその整備体制

当社グループは、反社会的勢力に対して屈することなく法律に則って対応する。社会的正義を実践するために社内ルールを定め、毅然とした態度で反社会的勢力との関係を遮断する。

反社会的勢力に対する対応を統括する部署を設け、関係行政機関や外部専門機関等から情報収集に努める。社内に向けて対応方法等の周知を図り、社内関係部門、関係行政機関及び外部専門機関等と緊密に連携して、速やかに対応できる体制を整備する。

（業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要）

上記「業務の適正を確保するための体制」の運用状況は次のとおりです。

（1）取締役の職務執行について

取締役会規定や社内規定を制定し、取締役が法令並びに定款に則って行動するように徹底しております。当事業年度において取締役会を17回開催し、月次決算、適時開示書類、重要な組織及び人事異動などの決議を行っております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報（文書又は電磁的記録）及びその他の重要な情報は、「取締役会規定」、「情報セキュリティ管理規定」に基づき、適切な保存及び管理を行っております。

(3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

「リスク管理規定」に即して、経営成績、財政状態等に影響を及ぼすリスクを識別、分析及び評価し、適切な対応を行っております。

(4) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

関係会社管理規定に基づき、経営企画部が各子会社を管理指導しております。年４回開催するグループ連絡会を通じてグループ会社の業務進捗状況や業務運営上の課題等を把握し、業務運営の効率性を確保しております。また、稟議申請書等の管理を行うことで、その営業活動及び決裁権限等を把握し、適切な経営がなされていることを監督する体制を整備しております。

(5) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は当事業年度において監査役会を13回開催し、監査役会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。また、代表取締役、会計監査人並びに内部監査人との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行監査、内部統制システムの整備並びに運用状況を確認しております。

⑹ 会社の支配に関する基本方針

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社及び当社グループの事業特性並びに株主をはじめとする国内外の顧客・社員・取引先などの各ステークホルダーとの間に築かれた関係や当社の企業価値の本源を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、継続的若しくは持続的に向上させる者であることが必要と考えております。

そうした考え方を基本にしながら、当社は金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の自由な意思と判断に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式の大規模買付提案のなかには、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

② 基本方針実現に資する取組みについて

当社は平成７年にソフトウェアの開発・販売会社として創業、平成19年からは純粋持株会社にその組織体制を変更し、現在は事業子会社８社を傘下に、グループ企業の経営・統括を行っております。主要な事業ポートフォリオは建設コンサルタント事業、ファッションブランド事業及び投資事業の３つとなっております。

当社の存在意義は、成長の可能性を持ちながらも様々な要因によってそれを実現できずにいる企業を再生することです。当社は事業ポートフォリオの売買を積極的に実行する、バイアウト型の投資会社ではなく、当社グループ傘下事業会社の再生・拡大を図り、企業グループ全体の価値を長期にわたって継続的に向上させていくことが、その大きな目標となっております。グループ会社の再生を通して、ともに成長することによって、企業グループ全体の価値を向上させること、それが当社を取り巻く全てのステークホルダーにとって最良の結果をもたらすものと考えております。

当社及び当社グループの企業価値の主な源泉は、①グループ会社経営で培った知恵と意志の力、②各事業において培われた技術力、③顧客とのサービスの品質に基づいた長期にわたる信頼関係、にあると考えております。

まず、①につきましては、当社のグループ会社経営に関する基本的な指針として、各事業会社の経営の自由度を容認しながらも、進むべき方向性を見出すことを支援し、その結果として、各事業会社のグループ全体に対する貢献度上昇の促進を目指しております。したがって、各事業会社がその属する業界固有の考え方から脱却し、それぞれがグローバルな企業として認められるためにいかにグループ標準に近付けるようにリードできるか、という課題に常に向き合っております。そうしたなかから、企業グループ統括のためのノウハウが蓄積され、指導力を発揮するための知性が磨かれることに結びついてきました。そもそも、当社の経営陣が抱いているグループ全体の改善についての意志は比類無き強さであり、その気持ちを現場のグループ企業の全役職員に浸透させることにより、グループ全体の企業価値の向上に対する意欲の高揚につなげております。

次に、②の技術力に関しましては、水関連に特化した建設コンサルタントとしての確固たる技術、ファッション業界の激しい競争を乗り越え、長い歴史のなかで培われた商品開発力を保持しております。また、建設コンサルタント事業分野では、従来の枠を超えて地球環境関連市場に新しいニーズを開拓した展開をする予定でおります。

次に、③のサービスの品質に基づいた顧客との信頼関係の面では、当社グループは、上述の事業を長年にわたり展開を進めてきた結果、高い技術力とサービスの質を持つ会社として、顧客の高い信頼を得ており、この信頼が当社グループの企業価値を高めるための大きな要素となっております。

このような創業以来の当社及び当社グループの取組みの積み重ねが現在の企業価値の源泉になっております。当社の企業文化の継続・発展を通してのみ当社の社会的意義を高めることになり、結果として企業価値及び株主共同利益を最大化することにつながるものと考えております。

一方、近年、当社グループの事業を取り巻く環境は大きく動きつつあります。当社ではコンプライアンス、品質に対する社会の厳しい要請や技術競争の流れに沿った多様な契約形態への対応を迅速に進めてまいりました。

このような変化に対応しつつ当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するために、長期ビジョンとして当社グループの上部市場への再上場の実現を目標とし、中期的な取組みとして、「景気変動の影響を受けない企業グループになること。小さくとも知性を使ってその世界ではNo.1となり光ることのできる企業になること。」を目標に掲げ、厳しい経営環境のなかで、成長を持続させてまいります。

③　基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社取締役会は、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（以下、「本プラン」といいます。）を導入することを決議し、平成26年３月26日開催の当社定時株主総会において、本プランの継続について株主の皆様の承認を得ております。本プランの詳細につきましてはインターネット上の当社ウェブサイト（http://www.triis.co.jp/stock/soukai/20140214.pdf）に掲載しておりますのでご参照ください。

④　基本方針実現に資する取組みに対する取締役会の判断及びその理由

以上の各取組みにつきましては、当社の企業価値及び株主共同の利益を持続的に向上させるために実施しているものでありますので、当社取締役会として、いずれも次の各要件に該当するものと判断しております。

1．①の基本方針に沿うものであること。

2．株主共同の利益を損なうものではないこと。

3．当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと。

イ．買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年５月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しており、かつ、企業価値研究会が平成20年６月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえております。

ロ．当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式等に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

ハ．株主意思を重視するものであること

本プランは、その導入について株主の皆様の承認を得ております。また、本プランは、買付者等が本プランに定められた手続きに従うことなく大規模買付等がなされた場合を除き、買付者等による大規模買付等に対する対抗措置の発動について株主の皆様のご意思を直接確認するものです。

さらには、当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることになります。したがいまして、本プランの継続及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

ニ．合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

ホ．デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

（ご参考）

本プランは、平成29年３月23日開催予定の定時株主総会の終結の時をもって有効期間が満了いたします。当社は、平成29年３月15日開催の取締役会において、有効期間の満了をもって、本プランを継続しないことを決議する予定です。

連結貸借対照表

(平成28年12月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**3,322,881**	**流動負債**	**457,971**
現金及び預金	2,538,093	1年内返済予定の長期借入金	5,605
受取手形及び売掛金	125,438	支払手形及び買掛金	54,372
商品及び製品	229,927	未払法人税等	13,996
仕掛品	185,572	受注損失引当金	19,936
原材料及び貯蔵品	44,538	返品調整引当金	4,168
繰延税金資産	44,442	前受金	204,805
その他	154,876	その他	155,085
貸倒引当金	△7	**固定負債**	**319,762**
固定資産	**2,538,046**	長期借入金	204,114
有形固定資産	**1,949,021**	資産除去債務	20,648
建物及び構築物	754,730	その他	94,999
土地	1,178,220	**負債合計**	**777,734**
その他	16,069	**純資産の部**	
無形固定資産	**219,808**	**株主資本**	**4,999,560**
のれん	174,834	資本金	5,000,000
ソフトウェア	12,765	資本剰余金	1,098,485
その他	32,209	利益剰余金	△761,649
投資その他の資産	**369,216**	自己株式	△337,274
投資有価証券	175,387	**その他の包括利益累計額**	**△70,500**
繰延税金資産	6	為替換算調整勘定	△70,500
その他	211,151	**新株予約権**	**154,134**
貸倒引当金	△17,328	**純資産合計**	**5,083,194**
資産合計	**5,860,928**	**負債及び純資産合計**	**5,860,928**

連結損益計算書

（平成28年１月１日から
平成28年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**1,578,908**
売上原価		**991,184**
売上総利益		**587,724**
販売費及び一般管理費		**924,470**
営業損失		**336,746**
営業外収益		
受取利息	23,567	
投資有価証券清算分配金	20,689	
不動産賃貸料	17,602	
その他	8,775	70,635
営業外費用		
支払利息	587	
有価証券売却損	41,745	
投資有価証券売却損	28,981	
投資有価証券評価損	31,812	
為替差損	70,289	
不動産賃貸原価	6,696	
支払手数料	1,115	
その他	422	181,651
経常損失		**447,762**
特別損失		
減損損失	2,811	
その他	685	3,496
税金等調整前当期純損失		**451,259**
法人税、住民税及び事業税	19,237	
法人税等調整額	24,296	43,533
当期純損失		**494,792**
親会社株主に帰属する当期純損失		**494,792**

連結株主資本等変動計算書

（平成28年１月１日から
平成28年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,000,000	1,547,321	△160,753	△672,961	5,713,606
当期変動額					
剰余金の配当			△106,103		△106,103
親会社株主に帰属する当期純損失			△494,792		△494,792
自己株式の取得				△135,409	△135,409
自己株式の処分		△5,536		27,796	22,259
自己株式の消却		△443,300		443,300	－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	△448,836	△600,896	335,686	△714,046
当期末残高	5,000,000	1,098,485	△761,649	△337,274	4,999,560

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△53,203	12,703	△40,500	139,451	5,812,557
当期変動額					
剰余金の配当					△106,103
親会社株主に帰属する当期純損失					△494,792
自己株式の取得					△135,409
自己株式の処分					22,259
自己株式の消却					－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	53,203	△83,203	△30,000	14,682	△15,317
当期変動額合計	53,203	△83,203	△30,000	14,682	△729,363
当期末残高	－	△70,500	△70,500	154,134	5,083,194

連結注記表

1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

・連結子会社の数　　8社

・主要な連結子会社の名称　　TRIIS INTERNATIONAL AMERICA INC.
KIP LLC
拓莉司国際有限公司
㈱トライアイズビジネスサービス
㈱セレクティブ
東京ブラウス㈱
濱野皮革工藝㈱
㈱クレアリア

当連結会計年度において、TRIIS INTERNATIONAL AMERICA INC.及びKIP LLCを設立し、連結の範囲に含めております。

(2) 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、TRIIS INTERNATIONAL AMERICA INC.、KIP LLC及び拓莉司国際有限公司の決算日は10月31日、㈱トライアイズビジネスサービス、㈱セレクティブ、東京ブラウス㈱、濱野皮革工藝㈱及び㈱クレアリアの決算日は11月30日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、これらの連結子会社の決算日の翌日から連結決算日12月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券

（イ）満期保有目的の債券　　償却原価法（定額法）を採用しております。

（ロ）その他有価証券

・時価のあるもの　　連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）なお、組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品は、全体を時価評価し、評価差額を損益に計上しております。

・時価のないもの　　移動平均法による原価法を採用しております。

ロ．デリバティブ　　時価法によっております。

ハ．たな卸資産

㈱クレアリア

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

㈱クレアリア以外の連結子会社

通常の販売目的で保有するたな卸資産

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産

当社及び国内連結子会社は定率法を、在外連結子会社は定額法を採用しております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物　　５年～50年

その他　　２年～15年

ロ．無形固定資産

・自社利用のソフトウエア　　社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

・その他の無形固定資産　　定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金　　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．受注損失引当金　　連結子会社の㈱クレアリアにおいては、受注案件のうち、期末時点で将来に損失が発生する可能性が高いと見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積ることが可能なものについては、受注損失に備えるため、将来の損失見積額を計上しております。

ハ．返品調整引当金　　一部の連結子会社は、売上に係る返品による損失に備え、一定期間の返品実績率に基づく損失見込相当額を計上しております。

④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑤ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、10年で均等償却しております。

⑥ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

なお、控除対象外消費税等は、全額費用処理しております。

(5) 会計方針の変更

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号　平成25年９月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」とい

う。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項(4)、連結会計基準第44－５項(4)及び事業分離等会計基準第57－４項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年６月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる損益に与える影響はありません。

２．連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物及び構築物	251,198千円
土地	307,553千円
計	558,751千円

② 担保に係る債務

１年内返済予定の長期借入金	5,605千円
長期借入金	204,114千円
計	209,720千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　651,981千円

上記減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

３．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における当該株式会社の発行済株式の総数

普通株式　9,500,000株

(2) 当連結会計年度の末日における自己株式の数　978,220株

(3) 当連結会計年度の末日における当該株式会社が発行している新株予約権の目的となる当該株式会社の株式の数　784,500株

(4) 当連結会計年度の末日における新株予約権の残高　154,134千円

(5) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当金	基準日	効力発生日
平成28年3月24日 定時株主総会	普通株式	106,103千円	12円00銭	平成27年12月31日	平成28年3月25日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当金	基準日	効力発生日
平成29年 3月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	102,261千円	12円00銭	平成28年 12月31日	平成29年 3月24日

4．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループでは、事業運営上必要な資金計画に照らして、当該必要資金以外の一時的な余剰資金を安全かつ確実で効率のよい金融資産に限定して運用しております。デリバティブについては、余資資金の運用を目的として複合金融商品を利用しており、投機目的の資金運用は行わないものとしております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

有価証券及び投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されており、デリバティブを組み込んだ複合金融商品は、為替変動リスクによる元本毀損リスクに晒されております。これらは、月次で把握した時価を経営層に報告し、リスク管理を行う社内体制をとっております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格が含まれております。当該価格の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用していることにより、当該価格が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

(単位:千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,538,093	2,538,093	—
(2) 受取手形及び売掛金	125,438		
貸倒引当金 (*)	△7		
	125,431	125,431	—
(3) 投資有価証券	175,387	175,387	—
資産計	2,838,912	2,838,912	—

（*）受取手形及び売掛金に計上している貸倒引当金を控除しております。

（注）１．金融商品の時価の算定及び有価証券に関する事項

資産

（１）現金及び預金（２）受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済される性格のものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいと言えることから、当該帳簿価額によっております。

（３）投資有価証券

これらの時価は取引所の価格又は取引金融機関から提出された価格によっております。２．金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	2,538,093	—	—	—
受取手形及び売掛金	125,431	—	—	—
投資有価証券				
その他有価証券	—	175,387	—	—
合　計	2,663,524	175,387	—	—

５．賃貸等不動産に関する注記

一部の連結子会社では、埼玉県戸田市及び米国ハワイ州他において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸住宅や賃貸商業施設等を所有しております。

賃貸等不動産に関する連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

（単位:千円）

	連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
	当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
賃貸等不動産	282,936	974,214	1,257,151	1,014,235

（注）１．連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

２．当連結会計年度増減額のうち、主な増加額は米国での新規取得（957,657千円）であります。

３．当連結会計年度末の時価は、主な物件については社外不動産鑑定士による「不動産鑑定評価書」に基づく金額、その他の物件については、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」第13項を適用し、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

また、賃貸等不動産に関する平成28年12月期における損益は、次のとおりであります。

（単位:千円）

	賃貸収益	賃貸費用	差額	その他
賃貸等不動産	25,238	17,670	7,568	—

6．１株当たり情報に関する注記

（1）１株当たり純資産額	578円 41銭
（2）１株当たり当期純損失	△56円 52銭

7．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

（平成28年12月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**282,066**	**流動負債**	**138,488**
現金及び預金	115,328	関係会社短期借入金	60,000
売掛金	25,212	未払金	33,676
前払費用	4,424	未払費用	675
関係会社短期貸付金	10,000	未払法人税等	1,210
繰延税金資産	16,589	預り金	9,642
その他	110,512	その他	33,283
固定資産	**6,887,404**	**固定負債**	**587,714**
有形固定資産	**106,262**	関係会社長期借入金	540,000
建物	11,739	長期未払金	40,000
工具器具及び備品	3,719	繰延税金負債	365
土地	90,803	資産除去債務	7,349
無形固定資産	**21,625**	**負債合計**	**726,203**
商標権	16,576	**純資産の部**	
その他	5,049	**株主資本**	**6,289,134**
投資その他の資産	**6,759,517**	資本金	5,000,000
投資有価証券	175,387	資本剰余金	1,098,485
関係会社株式	6,495,071	資本準備金	12,002
関係会社長期貸付金	10,000	その他資本剰余金	1,086,482
破産更生債権等	13,820	利益剰余金	527,924
その他	79,058	利益準備金	46,703
貸倒引当金	△13,820	その他利益剰余金	481,220
		繰越利益剰余金	481,220
		自己株式	△337,274
		新株予約権	**154,134**
		純資産合計	**6,443,268**
資産合計	**7,169,471**	**負債及び純資産合計**	**7,169,471**

損益計算書

（平成28年１月１日から
平成28年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
営業収益		**405,451**
売上総利益		**405,451**
一般管理費		**327,904**
営業利益		**77,546**
営業外収益		
受取利息	841	
有価証券利息	22,422	
投資有価証券清算分配金	20,689	
不動産賃貸料	24,910	
その他	6,322	75,185
営業外費用		
支払利息	483	
有価証券売却損	41,745	
投資有価証券売却損	28,981	
投資有価証券評価損	31,812	
為替差損	70,349	
不動産賃貸原価	3,576	
支払手数料	1,115	178,064
経常損失		**25,332**
特別損失		
子会社株式評価損	97,000	97,000
税引前当期純損失		**122,332**
法人税等	1,210	
法人税等調整額	5,696	6,906
当期純損失		**129,238**

株主資本等変動計算書

（平成28年１月１日から
平成28年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	5,000,000	－	1,547,321	1,547,321	36,092	727,173	763,266
資本準備金の過年度分計上		12,002	△12,002	－			
当期変動額							
剰余金の配当等					10,610	△116,714	△106,103
当期純損失						△129,238	△129,238
自己株式の取得							
自己株式の処分			△5,536	△5,536			
自己株式の消却			△443,300	△443,300			
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	△448,836	△448,836	10,610	△245,952	△235,342
当期末残高	5,000,000	12,002	1,086,482	1,098,485	46,703	481,220	527,924

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△672,961	6,637,626	△53,203	△53,203	139,451	6,723,874
資本準備金の過年度分計上						－
当期変動額						
剰余金の配当等		△106,103				△106,103
当期純損失		△129,238				△129,238
自己株式の取得	△135,409	△135,409				△135,409
自己株式の処分	27,796	22,259				22,259
自己株式の消却	443,300	－				－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			53,203	53,203	14,682	67,886
当期変動額合計	335,686	△348,492	53,203	53,203	14,682	△280,605
当期末残高	△337,274	6,289,134	－	－	154,134	6,443,268

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

① 満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）を採用しております。
② 子会社株式	移動平均法による原価法を採用しております。
③ その他有価証券	
・時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）なお、組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品は、全体を時価評価し、評価差額を損益に計上しております。
・時価のないもの	移動平均法による原価法を採用しております。
デリバティブ	時価法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。
ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	８年～15年
工具器具及び備品	５年～８年

② 無形固定資産

・自社利用のソフトウエア	社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。
・その他の無形固定資産	定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。
なお、控除対象外消費税等は、全額費用処理しております。

2．会計方針の変更

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年６月17日）を当事業年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる損益に与える影響はありません。

3．誤謬の訂正に関する注記

(1) 誤謬の内容

過年度において当社の資本剰余金からの配当に伴う資本準備金の積立てを失念しておりました。過年度の誤謬の訂正を行いました。

(2) 当事業年度の期首における純資産額に対する影響額

純資産額に与える影響額はありません。

4．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　51,836千円

上記減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。（区分掲記したものを除く）

①短期金銭債権　31,825千円

②短期金銭債務　563千円

(3) 取締役等に対する金銭債権　8,404千円

5．損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引高　298,322千円

関係会社との営業取引以外の取引高　33,849千円

6．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式　978,220株

7．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）	
未払事業税	△959千円
税務上の繰越欠損金	17,548
その他	1,020
小　計	17,609
評価性引当額	△1,020
差　引	16,589
繰延税金資産（固定）	
貸倒引当金	4,232
関係会社株式評価損	125,210
投資有価証券評価損	83,226
役員退職慰労引当金	12,249
税務上の繰越欠損金	6,677,322
その他	46,237
小　計	6,948,478
評価性引当額	△6,948,478
差　引	—
繰延税金資産の合計	16,589
繰延税金負債（固定）	
建物附属設備	△365
繰延税金負債の合計	△365

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異については税引前当期純損失を計上しているため記載しておりません。

（法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正）

「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）及び「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）が平成28年３月29日に国会で成立し、平成28年４月１日以降に開始する事業年度から法人税等が変更されることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の33.06％から、平成29年１月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.86％に、平成31年１月１日以降に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.62％となります。

なお、この変更による当事業年度の計算書類に与える影響は軽微であります。

8．リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

9．関連当事者との取引に関する注記

属性	会社等の名称	議決権所有割合（%）	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
			役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	㈱セレクティブ	100.00	兼任 4人	業務の受託	経営指導	20,000	売掛金	1,807
	東京ブラウス㈱	100.00	兼任 4人	業務の受託	経営指導	833	売掛金	900
				資金の貸付	利息の受取	481	関係会社短期貸付金 関係会社長期貸付金 未収収益	10,000 10,000 120
	濱野皮革工藝㈱	100.00	兼任 4人	業務の受託	経営指導	81,663	売掛金	9,003
				土地・建物の賃貸	工場の賃貸	24,910	未収収益	2,311
				資金の借入	資金の借入 利息の支払	600,000 483	関係会社短期借入金 関係会社長期借入金 未払費用	60,000 540,000 483
	㈱クレアリア	100.00	兼任 4人	業務の受託	経営指導	195,826	売掛金	13,500

（注）1．業務の受託については、業務受託基本契約を締結しており、受託料は協議により合理的に決定しております。
2．資金の貸付・借入については、市場金利を勘案して決定しております。
3．工場用地の賃貸料については、近隣の取引事例を参考に決定しております。

10．1株当たり情報に関する注記
（1）1株当たりの純資産額　738円01銭
（2）1株当たりの当期純損失　△14円76銭

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年２月14日

株式会社トライアイズ
　取締役会　御中

清陽監査法人

指定社員 業務執行社員　公認会計士　大河原　恵　史　㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　森　山　武　芳　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社トライアイズの平成28年１月１日から平成28年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トライアイズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年２月14日

株式会社トライアイズ
　取締役会　御中

清陽監査法人

指定社員 業務執行社員　公認会計士　大河原　恵　史　㊞

指定社員 業務執行社員　公認会計士　森　山　武　芳　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社トライアイズの平成28年１月１日から平成28年12月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及び附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年１月１日から平成28年12月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人清陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人清陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年2月21日

株式会社トライアイズ監査役会
常勤監査役　下　村　昭　彦　㊞
監　査　役　黄　瀬　將　美　㊞
監　査　役　西　村　利　行　㊞

（注）監査役下村昭彦、黄瀬將美並びに西村利行は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に規定する社外監査役であります。

以　上

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の配当の件

当社は、事業の成長、拡大による企業価値の向上を最重要課題として認識するとともに株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと考えております。

当期の剰余金の配当につきましては、業績など総合的に検討いたしました結果、株主の皆様の日頃のご支援にお応えすべく、取締役会決議により１株当たり配当金として、普通配当を12円とさせていただきたく存じます。

（１）　配当財産の種類
　　金銭

（２）　配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき金12円　　総額102,261,360円

（３）　剰余金の配当が効力を生じる日
　　平成29年３月24日

第２号議案　取締役６名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（６名）の任期は満了となります。

つきましては、社外取締役２名を含む取締役６名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数	当社との特別の利害関係
1	池田　均 （昭和32年２月20日生）	昭和56年４月　ﾎﾞｯｼｭ・ｵｰﾄﾓｰﾃｨﾌﾞｼｽﾃﾑ㈱入社 昭和59年４月　山一證券㈱入社 平成10年３月　横河電機㈱入社 平成12年８月　東京三菱ＴＤｳｫｰﾀｰﾊｳｽ証券㈱入社 平成16年６月　平成電電㈱入社 当社出向 平成17年３月　当社取締役 平成17年６月　当社常務取締役 平成17年11月　当社代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） TRIIS INTERNATIONAL AMERICA INC.取締役 拓莉司国際有限公司取締役 ㈱ﾄﾗｲｱｲｽﾞﾋﾞｼﾞﾈｽｻｰﾋﾞｽ取締役 ㈱ｾﾚｸﾃｨﾌﾞ取締役 東京ﾌﾞﾗｳｽ㈱取締役 濱野皮革工藝㈱取締役 ㈱ｸﾚｱﾘｱ代表取締役	334,650株	なし
2	佐藤　有希子 （昭和48年５月８日生）	平成７年４月　ｲｰ･ﾋﾟｰ･ｴｽ㈱入社 平成９年６月　㈱平和情報ｾﾝﾀｰ入社 平成18年12月　当社総務部長 平成19年12月　当社執行役員 平成21年３月　当社取締役 平成25年１月　当社取締役副社長 平成25年12月　当社代表取締役副社長（現任） （重要な兼職の状況） TRIIS INTERNATIONAL AMERICA INC.代表取締役社長 拓莉司国際有限公司代表取締役 ㈱ﾄﾗｲｱｲｽﾞﾋﾞｼﾞﾈｽｻｰﾋﾞｽ取締役 ㈱ｾﾚｸﾃｨﾌﾞ代表取締役 東京ﾌﾞﾗｳｽ㈱代表取締役 濱野皮革工藝㈱代表取締役 ㈱ｸﾚｱﾘｱ取締役	152,800株	なし

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数	当社との特別の利害関係
3	梶原 隆徳 （昭和42年５月29日生）	平成２年４月　山一證券㈱入社 平成６年９月　㈲明光企画入社 平成10年２月　㈱ｸﾞﾗｳﾞｨｽ入社 平成15年11月　㈲ﾋﾞｰ・ｴｲﾁ・ｴﾙ入社 平成21年４月　当社情報ｼｽﾃﾑ部長（現任） 平成22年１月　当社執行役員 平成24年３月　当社取締役（現任） 平成25年12月　当社経営企画部長（現任） （重要な兼職の状況） TRIIS INTERNATIONAL AMERICA INC.監査役 ㈱ﾄﾗｲｱｲｽﾞﾋﾞｼﾞﾈｽｻｰﾋﾞｽ監査役	112,700株	なし
4	※ 関 光江 （昭和52年９月４日生）	平成13年４月　㈱ﾊﾟﾊﾟｽ入社 平成28年６月　当社国際事業開発部長（現任） 平成28年７月　当社総務部長（現任） 当社執行役員（現任） （重要な兼職の状況） ㈱ﾄﾗｲｱｲｽﾞﾋﾞｼﾞﾈｽｻｰﾋﾞｽ代表取締役	78,600株	なし
5	高井章吾 （昭和13年４月17日生）	昭和43年４月　第一東京弁護士会所属 藤林法律事務所入所 昭和44年４月　同事務所ﾊﾟｰﾄﾅｰ（現任） 平成15年７月　住友金属工業㈱非常勤監査役 平成19年７月　社団法人しんきん保証基金理事 平成20年11月　東京ﾌﾞﾗｳｽ㈱非常勤監査役 平成25年２月　㈱ﾉﾀﾞ監査役 平成27年２月　㈱ﾉﾀﾞ社外取締役（現任） 平成28年３月　当社社外取締役（現任）	500株	なし

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数	当社との特別の利害関係
6	足羽由美子（昭和34年４月１日生）	平成２年９月　東海税理士会所属 足羽会計事務所入所 平成24年４月　静岡市市民自治推進協議会委員（現任） 平成25年１月　足羽会計事務所所長（現任） 平成26年６月　静岡県信用金庫協会監事（現任） 平成27年２月　地方独立行政法人静岡市立病院評価委員会委員（現任） 平成28年３月　当社社外取締役（現任）	500株	なし

（注）１．※印は、新任の取締役候補者であります。

２．高井章吾氏及び足羽由美子氏は社外取締役候補者であります。また、両氏の再任が承認された場合は、引き続き株式会社東京証券取引所が定める独立役員とする予定であります。

３．高井章吾氏は、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、主にコンプライアンスの観点から有益なアドバイスをいただけるものと期待し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与したことはございませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって１年となります。

４．足羽由美子氏は、税理士としての豊富な経験と専門知識を有しており、当社の財務全般に的確なアドバイスをいただけるものと期待し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に直接会社の経営に関与したことはございませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって１年となります。

５．高井章吾氏及び足羽由美子氏が選任された場合、当社は両氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、２百万円又は法令の定める額のいずれか高い金額としております。

第３号議案　監査役２名選任の件

監査役黄瀬將美氏及び西村利行氏の両氏は、本総会終結の時をもって、任期満了となります。つきましては、監査役２名の選任をお願いするものであります。

なお、候補者の選定にあたっては、取締役とは独立の立場から監査を行う能力及び見識を持ち、適正な監査を行っていただける方を基準としており、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数	当社との特別の利害関係
1	きせ　まさみ 黄瀬將美 （昭和26年７月28日生）	昭和52年４月　山一證券㈱入社 昭和61年３月　ﾄﾞｲﾂ銀証券㈱入社 平成５年３月　㈱ｴｲ・ｼﾞｪｲ・ｼﾞｰ投資顧問（現ながら・ｱｾｯﾄ・ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ㈱）代表取締役 平成21年３月　当社社外監査役（現任） 平成22年２月　㈱ｸﾚｱﾘｱ社外監査役 平成26年１月　ながら・ｱｾｯﾄ・ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ㈱取締役（現任）	1,100株	なし
2	にしむら　としゆき 西村利行 （昭和22年11月30日生）	昭和46年４月　山一證券㈱入社 平成10年３月　日本原子力発電㈱入社 平成25年２月　濱野皮革工藝㈱社外監査役 平成25年２月　㈱ｸﾚｱﾘｱ社外監査役 平成25年３月　当社社外監査役（現任）	1,300株	なし

（注）１．監査役候補者の黄瀬將美氏及び西村利行氏は、社外監査役候補者であります。

２．黄瀬將美氏を社外監査役候補者とした理由は、事業運営に係る十分な経験と知識を活かし、業務執行の適法性等について公正且つ客観的な立場から監査役としての職務を適切に遂行し、当社の監査体制を強化できるものと判断し、社外監査役候補者としております。

３．西村利行氏を社外監査役候補者とした理由は、山一證券㈱及び日本原子力発電㈱での幅広く高度な見識と長年の豊富な経験を、社外監査役として当社の監査体制に活かしていただけるものと判断し、社外監査役候補者としております。なお、同氏は過去に社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与したことはございませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

４．黄瀬將美氏及び西村利行氏は現在当社の社外監査役でありますが、それぞれの監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって黄瀬將美氏は８年、西村利行氏は４年となります。

５．当社は、黄瀬將美氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

６．黄瀬將美氏及び西村利行氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、２百万円又は法令の定める額のいずれか高い金額としております。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

平成28年３月24日開催の第21回定時株主総会において補欠監査役に選任された松本理美氏の選任の効力は本総会開始の時までとされておりますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、改めて補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、候補者の選定にあたっては、取締役とは独立の立場から監査を行う能力及び見識を持ち、適正な監査を行っていただける方を基準としており、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数	当社との特別の利害関係
松本理美（まつもとりみ） （昭和47年10月28日生）	平成10年４月　横浜綜合法律事務所入所 平成10年10月　宇久田進治税理士事務所入所 平成17年12月　大山公認会計士事務所（現㈱大山会計）入所 平成23年８月　松本理美税理士事務所開業 同所所長（現任）	－	なし

（注）１．松本理美氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

２．松本理美氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、税理士として培われた豊富な経験と知識を、監査役に就任された場合に当社の監査体制に活かしていただけるものと判断し、社外監査役候補者としております。なお、同氏は過去に直接会社の経営に関与したことはございませんが、上記の理由により社外監査役として、その職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

３．松本理美氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、２百万円又は法令の定める額とのいずれか高い金額としております。

以　上

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申しあげます。

1．議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス　http://www.web54.net/

2．議決権行使のお取扱いについて

（1）インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

（2）議決権の行使期限は、平成29年３月22日（水曜日）午後６時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

（3）書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

（4）議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3．パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

（1）パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。

（2）パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

（3）議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4．システムに係わる条件について

インターネットにより議決権行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

ア．画面の解像度が　横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。

イ．次のアプリケーションをインストールしていること。

(a).ウェブブラウザとして Ver.5.01 SP2 以降の Microsoft® Internet Explorer

(b).PDFファイルブラウザとして Ver.4.0 以降のAdobe® Acrobat® Reader®または、Ver.6.0 以降のAdobe® Reader®

※Internet Explorerは米国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader®及びAdobe® Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国及び各国での登録商標、商標及び製品名です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

ウ．ウェブブラウザ及び同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除（または一時解除）するとともに、プライバシーに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可するようにしてください。

エ．上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバ及びセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認ください。

オ．スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合があります。

5．パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

（1）本サイトでの議決権行使に関するパソコンの操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル
［電話］　0120（652）031　（受付時間　9:00～21:00 ）

（2）その他のご照会は、以下の問い合わせ先にお願いいたします。

ア．証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社にお問い合わせください。

イ．証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行　証券代行事務センター
［電話］　0120（782）031　（受付時間　9:00～17:00 土日休日を除く）

以　上

メ　モ

株主総会会場ご案内図

会　場　　東京都千代田区紀尾井町４番１号
ホテルニューオータニ
ガーデンコート　５階　『アリエス』

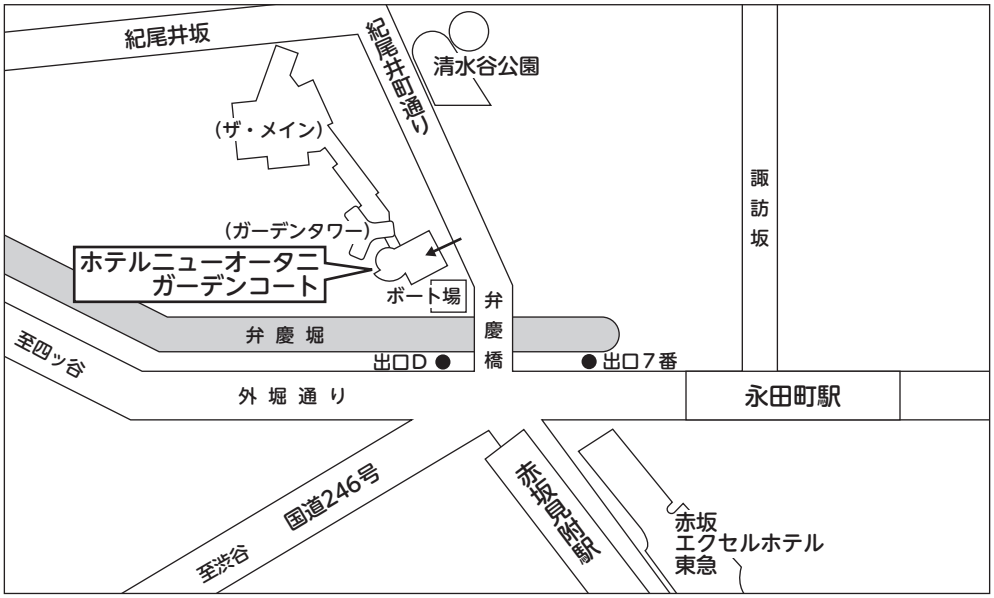

（交　通）①東京メトロ半蔵門線・南北線　永田町駅（出口７番）から徒歩３分
②東京メトロ丸ノ内線・銀座線　赤坂見附駅（赤坂地下道出口D 紀尾井町方面）
から徒歩３分

弁慶橋を渡り、ガーデンコート１階エレベーターホールまでお進みいただき、
５階宴会場階までお上がりください。

お願い：当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。

UD FONT 見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。